

～喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿に

変更が生じた場合の届出が必要です～

喀痰吸引等を行う登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の新規登録又は直近の変更登録を行った時点以降に、県に提出した名簿から変更が生じた場合は、2月末日時点の「介護福祉士・認定特定行為業務従事者」の名簿を、変更登録届出書とともに、3月末日までに提出する必要があります。

※ 名簿に変更が生じている場合の具体例

- ・認定証を取得する等、新たに喀痰吸引等に従事する者が増えた又は減った。
- ・喀痰吸引等の対象者が新たに生じて、認定証を新たに取得した者がいた。
- ・「行為の追加」や「氏名の変更」等、認定証の記載事項に変更があった者がいた。

なお、認定特定行為業務従事者認定証又は介護福祉士登録証に記載されている特定行為について、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）が登録を受けていない場合、当該特定行為を事業所で実施することはできません。登録更新（行為の追加）を行い、当該特定行為について、登録を受ける必要があります。

（例）当初、「口腔内の喀痰吸引」のみ事業所登録を行ったが、現在は事業所に「口腔内の喀痰吸引」及び「鼻腔内の喀痰吸引」が実施可能な介護職員がいる。  
→「鼻腔内の喀痰吸引」について、事業所の登録更新が必要。登録更新後でなければ、「鼻腔内の喀痰吸引」については実施不可

■届出に必要な書類■

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（第3号様式）
- 2 前回提出した名簿から2月末時点で変更のあった者の次のいずれかの証明書を提出すること。
  - ・介護福祉士登録証の写し  
(ただし、登録喀痰吸引等事業者のみ提出、登録特定行為事業者は不要)
  - ・認定特定行為業務従事者認定証の写し
  - ・看護師等資格で喀痰吸引等業務を行う者は免許状の写し
- 3 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-1）  
※全ての特定行為業務従事者等について記載すること。
- 4 変更登録届出書に受理印を押した写しを送付するための返信用封筒  
※定型長3号封筒（84又は94円切手を貼付、あて先を明記すること。）

■提出先■※事業所のサービスの種類により提出先が異なります。

【住所】〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県

【担当課・グループ】

1 高齢福祉課 福祉施設グループ

(1412又は1422から始まる登録番号はこちらへ)

特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム併設の短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護等

2 高齢福祉課 在宅サービスグループ

(1413又は1423から始まる登録番号はこちらへ)

介護保険に係る在宅サービス事業所（1に記載のサービスを除く。）

3 障害サービス課 事業支援グループ

(1411又は1421から始まる登録番号はこちらへ)

障がい者（児）施設及び在宅サービス事業所、特別支援学校、保育園等

■提出様式等の掲載場所■（2箇所）

1 「介護情報サービスかながわ」 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

→書式ライブラリー

→「15. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養」

→「平成29年7月1日以降における認定特定行為業務従事者の認定及び登録喀痰吸引等事業者の登録手続き（令和2年2月改正）」

（以下はダウンロードする文書名）

○平成29年7月1日以降における認定特定行為業務従事者の認定及び登録喀痰吸引等事業者の登録手続き（令和2年2月改正）

○【申請様式】介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（様式1-1）

○【申請様式】登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（第3号様式）

2 「障害福祉情報サービスかながわ」 (<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)

→書式ライブラリー

→6. お知らせ（県内共通）

→2. 喀痰吸引等制度に関するお知らせ

→6. 認定・登録等の手続きについて

（以下はダウンロードする文書名）

○認定・登録等の手続きについて

○変更登録届出様式（第3号様式）

○変更登録届出様式（様式1-1）

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 電話045(210)1111

高齢福祉課福祉施設グループ (内線4852)

高齢福祉課在宅サービスグループ (内線4842)

障害サービス課事業支援グループ 電話045(210)4732 (直通)